

# 14 狩猟税の課税状況

区 分		税 率	狩猟者登録総件数	調 定 額 (千円)	
狩 猟 税 関 係	第一種銃 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	2,264	36,688
		うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	16,500円 × 1/4	13	53
		うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	16,500円 × 3/4		
		法附則32条第1号に該当するもの	16,500円 × 1/2	61	500
		法附則32条第2号に該当するもの	16,500円 × 1/2		
		上記に該当しないもの	16,500円	2,190	36,135
		所得割額の納付を要しない者	-	225	2,404
		うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	11,000円 × 1/4		
		うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	11,000円 × 3/4		
		法附則32条第1号に該当するもの	11,000円 × 1/2	13	72
	法附則32条第2号に該当するもの	11,000円 × 1/2			
	上記に該当しないもの	11,000円	212	2,332	
	網 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	6	49
		うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	8,200円 × 1/4		
		うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	8,200円 × 3/4		
		法附則32条第1号に該当するもの	8,200円 × 1/2		
		法附則32条第2号に該当するもの	8,200円 × 1/2		
		上記に該当しないもの	8,200円	6	49
		所得割額の納付を要しない者	-	2	11
		うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4		
		うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4		
		法附則32条第1号に該当するもの	5,500円 × 1/2		
		法附則32条第2号に該当するもの	5,500円 × 1/2		
		上記に該当しないもの	5,500円	2	11
		わ な 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	542
(21) うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの			8,200円 × 1/4		
(22) うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの			8,200円 × 3/4		
(23) 法附則32条第1号に該当するもの	8,200円 × 1/2		20	82	
(24) 法附則32条第2号に該当するもの	8,200円 × 1/2				
(25) 上記に該当しないもの	8,200円		522	4,280	
所得割額の納付を要しない者	-		108	577	
(26) うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4				
(27) うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4				
(28) 法附則32条第1号に該当するもの	5,500円 × 1/2		6	16	
(29) 法附則32条第2号に該当するもの	5,500円 × 1/2				
(30) 上記に該当しないもの	5,500円	102	561		
第二種銃 猟 免 許 に 係 る 登 録	所得割額の納付を要する者	-	54	295	
	(31) うち法第700条の52第2項第1号に該当するもの	5,500円 × 1/4			
	(32) うち法第700条の52第2項第2号に該当するもの	5,500円 × 3/4			
	(33) 法附則32条第1号に該当するもの	5,500円 × 1/2	1	3	
	(34) 法附則32条第2号に該当するもの	5,500円 × 1/2			
(35) 上記に該当しないもの	5,500円	53	292		
- 35 の 合 計		-	3,201	44,386	